

兵庫県立播磨南高等学校 いじめ防止基本方針

兵庫県立播磨南高等学校

1 本校の方針

本校は、校訓「自立、創造、友愛」のもとに、知・徳・体の調和のとれた人格の形成を目指して、様々な教育活動を展開してきた。

本校は今年創立30周年を迎え、品格ある播磨南高校生をさらに育成できるよう努力を重ねている。また、ボランティア活動に熱心に取り組むとともに「芸術保育類型」を中心として地域の様々な活動に積極的に取り組んでいる。

全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向け日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

本校は地元の熱心な支援のもとで誕生した学校であったが、十数年前から服装の乱れや問題行動の増加など、生徒指導に課題を抱える時期があった。しかし、5年前からイエローカードの導入や全職員が協力して生徒指導にあたる体制の構築により、生徒は落ち着いた学校生活を送ることができている。これまでに培った学校・家庭・地域の連携を更に進め、自律した判断のできる心豊かな人間づくりを推進し、地域になくってはならない学校であり続けるよう取り組んでいる。

いじめについては、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 日常の指導体制

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙2 早期発見のためのチェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司等を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

5 その他の事項

誰からも信頼される学校を目指している本校は、開かれた学校となるよう情報発信に努めてきた。

いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、保護者会、三者懇談などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

管理職

- ・学校いじめ防止基本方針
- ・いじめを許さない姿勢
- ・風通しのよい職場環境
- ・保護者・地域との連携

いじめ対応委員会

定期開催

【構成員】

校長、教頭、生徒指導部長、学年主任
担任、養護教諭、キャンパスカウンセラー
(部活動顧問) 等

- ・学校いじめ防止基本方針の見直し、改善
- ・年間指導計画の作成、実施、改善
- ・校内研修会の企画・実施
- ・アンケート結果、報告等情報の整理・分析
- ・いじめが疑われる案件の事実確認・判断
- ・要配慮生徒への支援方針

未然防止

- 学習指導の充実
 - ・学習における規律作り
 - ・学びに向かう集団づくり
 - ・意欲的に取り組む授業研究
- 特別活動の充実
 - ・ホームルーム活動の充実
 - ・ボランティア活動への積極的参加
- 教育相談の充実
 - ・面談の定期開催
 - ・キャンパスカウンセラーの活用
- 人権教育の充実
 - ・人権意識の高揚
- 情報教育の充実
 - ・情報モラルの指導の充実
 - ・ネット犯罪防止講演会の開催
- 保護者・地域との連携
 - ・学校いじめ防止基本方針等の周知
 - ・学校公開・公開授業の実施
 - ・地域行事への積極的参加

早期発見

- 情報の収集
 - ・教員の観察による気付き
 - ・養護教諭からの情報
 - ・生徒・保護者・地域からの情報
 - ・登校時の校門指導
 - ・アンケートの実施
 - ・各種調査の実施
 - ・定期的な面談における情報
(生徒・保護者)
- 相談体制の確立
 - ・相談窓口の設置・周知
 - ・キャンパスカウンセラーの活用
- 情報の共有
 - ・報告の徹底
 - ・職員会議等での全職員の情報共有
 - ・要配慮生徒の実態把握
 - ・次年度への申し送り事項の徹底

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないようにいたずらをする
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 特定の子どもに気を使っている雰囲気がある

いじめられている子

◎日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 早退や一人で下校することが 増える
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- 顔色が悪く、元気がない
- 遅刻・欠席が多くなる
- ときどき涙ぐんでいる

◎ 授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 班編成の時に孤立しがちである
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする
- 一人でいることが多い
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 教職員の近くにいたがる

◎ 昼食時

- 好きな物を他の子どもにあげる
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 他の子どもの机から机を少し離している
- 食べ物にいたずらされる

◎ 清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

◎ その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 理由もなく成績が突然下がる
- 服に靴の跡がついている
- 手や足にすり傷やあざがある

いじめている子

- 多くのストレスを抱えている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 教職員によって態度を変える
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする

	職員会議等	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み
4月	いじめ対応委員会 指導方針・計画作成	入学前の中学校との情報交換	
		生徒指導部長講話	個別面談
		職員研修会	
5月	保護者向け啓発	保護者・地域の方を対象にした情報モラル講演会	いじめアンケート①
6月	いじめ対応委員会	チェックシートの活用（担任）	授業公開
7月		人権学習	三者面談
8月		カウンセリング研修	
9月	いじめ対応委員会	生徒指導部長講話	個別面談
10月		チェックシートの活用（担任）	いじめアンケート②
11月	いじめ対応委員会	人権学習	授業公開
12月			三者面談
1月	いじめ対応委員会	生徒指導部長講話	個別面談
2月		チェックシートの活用（担任）	いじめアンケート③
3月	いじめ対応委員会 本年度のまとめ 次年度への引き継ぎ		

職員会議等

- いじめ対応委員会は、いじめアンケート実施の前後に開催

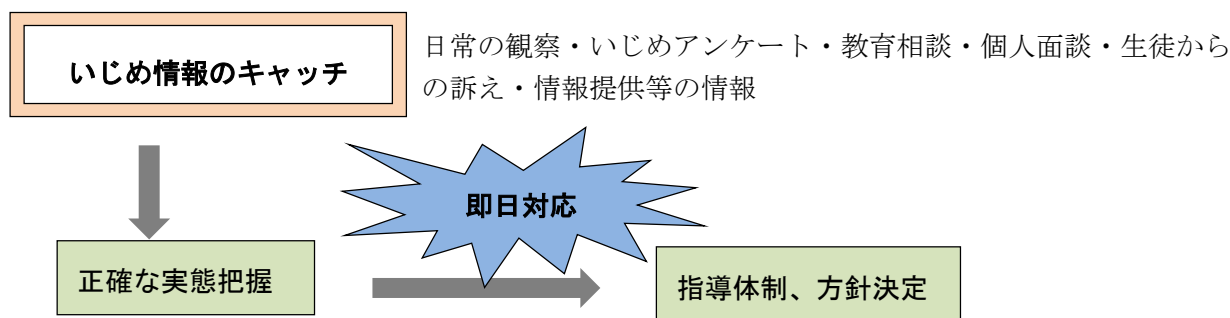
未然防止に向けた取り組み

- 入学前に中学校との情報交換
- 学期初めの全校集会で生徒指導部長による講話
- さまざまな職員研修の実施
- 保護者や地域の方に対する講演会の実施
- LHRでの人権学習
- いじめの早期発見のためのチェックシートを担任が活用
- ボランティア活動の充実

早期発見に向けた取り組み

- いじめアンケートは年3回実施。
- 学期初めの個別面談（必要に応じて随時実施）
- 月3回程度実施する教育相談
- 長期休業中の三者面談
- 授業公開

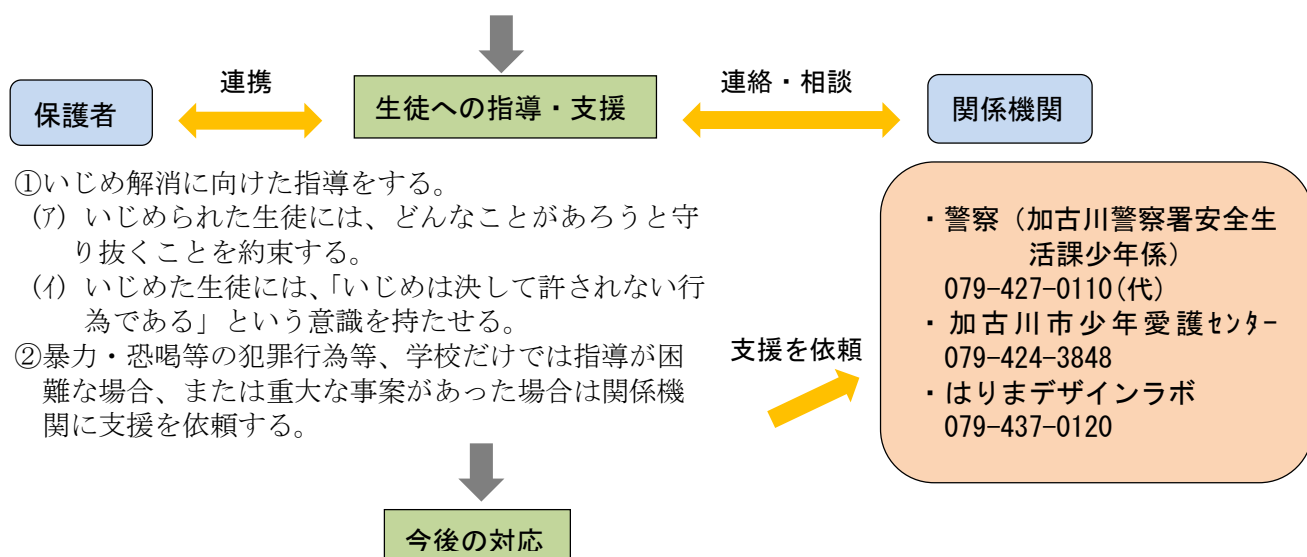
組織的対応



①報告の流れ
いじめ対応委員会の招集・指揮（校長）

＜いじめ対応委員会で緊急対策会議の開催＞

- ①情報を得た教職員から報告を受け、委員会内で共通理解。
- ②調査方針及び分担を決定。
- ③事案の状況から、事情を調査するメンバーを決定。
- ④2名以上の保護教員で事実確認をした後、事情を確認し、事実関係を把握しその後、適応連絡会へ報告。
- ⑤報告を受けた後、いじめ対応委員会は、会議で指導方針を決定し、指導体制を編成。（当該生徒の担任・学年主任・部活動顧問・学年生徒指導係等）
- ⑥職員会議で報告、職員全体で共通理解。



- ①いじめ解消に向けた指導をする。
 - (ア) いじめられた生徒には、どんなことがあろうと守り抜くことを約束する。
 - (イ) いじめた生徒には、「いじめは決して許されない行為である」という意識を持たせる。
- ②暴力・恐喝等の犯罪行為等、学校だけでは指導が困難な場合、または重大な事案があった場合は関係機関に支援を依頼する。

支援を依頼

- ・警察（加古川警察署安全生活課少年係）
079-427-0110(代)
- ・加古川市少年愛護センター
079-424-3848
- ・はりまデザインラボ
079-437-0120

今後の対応

- ①いじめ事案が解消されたとしても、経過観察を行い、事後も継続指導を行う。
- ②キャンパスカウンセラー等の活用も含め、心のケアをする。
- ③再発防止・未然防止活動は継続していく。

※生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

- ①速やかに県教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。
- ②県教育委員会の支援のもと管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案解決にあたる。
- ③事案によっては、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急保護者会を実施する。
- ④マスコミ対応は情報の窓口を一本化する。

※ネット上でのいじめへの対応

ネットを利用したいじめは、その匿名性のために罪悪感が低くなりがちである。相手の気持ちがわかりにくく、いじめがエスカレートしやすいうえに、広範囲に広がる危険性がある。

(ア) 生徒に、ネットに関する正しい知識を提供するとともに、個別面談等では情報を積極的に収集する。

(イ) 誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」にもつながり、悪質なものは警察に検挙されること等を生徒に認識させ、情報モラルの指導を折に触れてこまめに行う。